

「違法ダウンロード刑罰化」に関する著作権法改正についての会長声明

平成24年6月20日、違法にアップロードされた有償の音楽・映像の著作物等を違法と知りながらダウンロードする行為に対し、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はその併科を規定した、いわゆる「違法ダウンロード刑罰化」を含む著作権法の一部改正案が参議院本会議で可決成立し、改正著作権法は、本年10月1日から施行されることである。

著作権の保護の必要性が高いことは言うまでもないが、かかる目的のために、著作物等をダウンロードする行為のみに刑事罰を科すことは、過度に広範な処罰であり、濫用の危険も高いことから、このような立法は許されるものではない。

そもそも、私的領域における行為に対する刑事罰を規定するには極めて慎重でなければならないところ、私人による個々の違法ダウンロードによる財産的損害は極めて軽微であり、刑事罰を導入するだけの当罰性ある行為とも言えず、少なくとも懲役刑をもって臨むことは明らかに行きすぎであると考えられる。

また、私的使用目的の複製は原則違法ではないが、例外的に民事上違法とされている複製行為3類型（著作権法30条1項）のうち、違法ダウンロードが他の2つの類型（公衆提供自動複製機器による複製、技術的保護手段回避による複製）に比べて高度の違法性を有しているとも考えられない。違法ダウンロードのみに刑事罰を導入することは刑の均衡を失っている。

さらに、一般社団法人日本レコード協会の「動画サイトの利用実態調査検討委員会報告書」（平成23年8月）によると、音楽関連ファイル数のみで年間推計約12億ファイルにも及ぶとのことで、違法ダウンロード行為者を全て検挙することは非現実的であり、刑の執行が行えない結果、かえって遵法意識を低下させたり、警察による恣意的な運用がなされたりするおそれが非常に大きい。しかも、著作物が違法にアップロードされているホームページを開くだけで違法ダウンロードしたことになるとの解釈を取れば、国民のネットワーク利用に対する萎縮的效果は計り知れないものがある。

もとより、ダウンロードを民事上違法とした平成21年改正著作権法の適用の実態と抑止効果を見極める必要があったものと言える。加えて、違法アップロードに対する罰則規定の活用や、著作権教育の一層の充実をまずは行っていくべきで、他により制限的でない違法ダウンロード規制手段が存在していると言える。

以上のとおりであり、当会としては、今後、捜査権濫用等の運用状況を注視していくとともに、衆参両院が次期国会において国民的議論を踏まえた上で「違法ダウンロード刑罰化」を白紙に戻す著作権法再改正について審議を行うよう、強く求めるものである。

2012年（平成24年）8月30日
宮崎県弁護士会会長 松田幸子